



2026年5月28日

各 位

会 社 名 株式会社SHINKO
代表者名 代表取締役社長 村上 芳仁
(コード：7120、東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員経営企画室長 石渡 慶子
(TEL. 03-5822-7600 (代表))

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2026年6月19日開催予定の第12期定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

現行定款第23条では、取締役会の招集権者及び議長について取締役社長と規定しておりますが、経営の執行と監督を分離し、取締役会の経営監督機能（モニタリング機能）を強化するという観点から、これを取締役会長に変更するものであります。

2. 内容の変更

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 ② <u>取締役社長</u> に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会長</u> がこれを招集し、議長となる。 ② <u>取締役会長</u> に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3. 日程

定款変更の効力発生日 2026年6月19日

以 上